

事 務 連 絡

平成 22 年 2 月 2 日

各介護保険関係団体 御中

厚生労働省老健局

介護職員処遇改善交付金等に関する厚生労働大臣の発言要旨及び協力依頼について

日頃より、介護保険制度の円滑な運営に御協力賜り、厚く御礼申し上げます。

また、介護職員処遇改善交付金につきましては、大変お手数をおかけしており感謝申し上げます。

さて、先般、長妻厚生労働大臣から、

① 介護職員処遇改善交付金による賃金改善方法についてのお願い

② 介護保険制度全体に係る事務手続、書類の見直しの検討

等に関する発言がありましたので、その要旨（別添参照）をお知らせいたします。

介護職員処遇改善交付金による賃上げについては、あくまで事業者の方のご判断であり、従来 Q & A 等においてお示ししてきた考え方を変更するものではありませんが、できる限り基本給や手当という形で毎月の給与に上乘せする形で支払っていただきたいとの今般の大臣の発言の趣旨をご理解いただき、貴団体におかれましては、貴会会員の皆さまに対してお知らせいただくとともに、ご検討いただきますようお願いいたします。

また、介護保険制度全体に係る事務手続、書類の見直しについては、近日中に広くご意見を募集することを予定しておりますので、あわせてご協力いただきますようよろしくお願いいたします。